

平成 23 年度（第 2 回）剣道四・五段審査会要項

1. 期日 平成 23 年 10 月 16 日（日）
受付時刻 13:00 審査開始 13:30
2. 会場 島根県立石見武道館（浜田市黒川町 3735 電話 0855-23-7170）
3. 主催 島根県剣道連盟
4. 審査方法
 - ① 財団法人全日本剣道連盟「剣道称号・段位審査規則・同細則並びに同実施要領」島根県剣道連盟「剣道審査の手引き」による。
 - ② 男女混合で審査を行う。
5. 審査科目
 - ① 実技
 - ② 日本剣道形（実技審査合格者のみ）
 - ③ 学科（日本剣道形合格者のみ）
@四・五段共通：「剣道指導者としての心構え」について述べなさい。
@四段：「三殺法」について述べなさい。
@五段：「懸待一致」について述べなさい。
※上記の問題について、400字程度で述べられるように事前に勉強しておくこと。
6. 受審資格
四段：三段受有後 3 年以上修業したもの。
(平成 20 年 10 月 31 日以前に三段を取得した者)
五段：四段受有後 4 年以上修業したもの。
(平成 19 年 10 月 31 日以前に四段を取得した者)
7. 年齢基準 審査日の前日（10 月 15 日）とする。
8. 申込
 - ① 申込方法 各地区剣連を通して申し込むこと。
 - ② 申込書 添付の通り
前段（三段・四段）の取得年月日は正確に記入すること。また、他県で三段・四段を取得した者は、証書の写しまたは段位取得証明書を提出すること。
9. 合格発表
審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格決定通知と証書を各地区剣道連盟に送付するとともに、県剣連ホームページに合格者の氏名を掲載する。
合格者に対して剣道手帳に押印する

10、安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。（高齢の受審者については特に留意のこと）主催者において、審査実施中、障害が発生した場合は、医師または看護師により応急手当を講じ、病院等で治療を受けられるように手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

11、個人情報保護法への対応

申込書に記述される個人情報（氏名、年齢、職業、段位、住所、電話）は島根県剣道連盟が実施する審査会の運営のために利用する。なお、氏名、年齢、段位、職業等の最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせ公表媒体（ホームページ等）に公表することがある。更に、剣道普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

12、注意事項

日本剣道形審査、学科審査に不合格になった受審者は、再受審が認められる。

（再受審証明書を島根県剣道連盟が発行する）

（日本剣道形、学科を受審しない者の再受審は認められない）

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので留意すること。